

徳島県立中央病院における院内感染対策のための指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

徳島県立中央病院は、徳島健の基幹病院に位置付けられ、急性期医療を中心とした病院として、高度で専門的な医療、良質かつ適切な医療の提供を基本方針としている。

院内感染対策は、良質・適切な医療提供の基盤となるものである。当院は、院内感染対策を病院全体として取り組み、医療施設内における全ての人々を対象として、院内感染発生の速やかな対応を行うことに努める。

2. 院内感染対策のための委員会の組織に関する基本事項

- (1) 本院における院内感染対策に関する意志決定機関として、院内感染防止委員会を設置する。
毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討する。
- (2) 感染対策に関する実働的組織として感染症制御センターを設置する。感染対策に関する一般的な事項を執行させる。感染症制御センターの活動については、院内感染防止委員会の方針に基づいて行う。
- (3) 院内感染防止委員会および感染症制御センターの運営に関して別途規定を設ける。

3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本事項

病院職員の感染対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、研修会の開催を実施する。全職員を対象とした研修を年2回以上行う他、特定の部署、職種、職務内容に応じた研修を必要に応じて実施する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 感染症制御センターは、各種微生物の検出状況把握や薬剤感受性パターンなどの解析を行い、疫学情報を院内感染防止委員会や職員へ報告する。
- (2) 感染症において届出義務のある感染症患者が発生した場合は、保健所に報告する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

- (1) 院内感染の集団発生または疑われる場合は、速やかに病院長に報告すると共に、臨時感染対策委員会を開催し、原因の調査と対応策を講じる。
- (2) 本院の感染管理組織のみで集団発生の対応が不十分な場合は、保健所に報告し、外部支援を依頼する。
- (3) 院内感染の集団発生や院内感染の因果関係が否定できない死亡者が確認された場合の保健所への報告やマスコミへの公表については別途規定を設ける。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、病院ホームページに掲載し、患者等への閲覧に供する。

7. 病院における院内感染対策推進のために必要な基本方針

- (1) 院内感染予防マニュアルを整備し、最新の科学的根拠や院内体制の実状に基づき改定を行う。
- (2) 職員は、自らが感染源とならないようにワクチン接種を積極的に受ける。また、自身の健康管理を十分に行い、感染症罹患自またはその疑いのある場合は速やかに医療機関を受診し、就業制限をする。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

この指針は、平成26年11月1日から施行する。

この指針は、平成28年8月1日から施行する。